

議案第 3 4 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 2 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（補償基礎額） 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 5 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については<u>1 0 0 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき<u>3 8 3</u>	（補償基礎額） 第 5 条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) （略） (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 2 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号 <u>又は第 3 号から第 6 号までのいずれか</u>に該当する扶養親族については <u>1 人につき 2 1 7 円</u>を、第 2 号

改 正 案	現 行																																						
<u>円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u> (1)～(6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、1 6 7 円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 3 3 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間 <u>(以下この項において「特定期間」という。)</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、1 6 7 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。																																						
別表 (第 5 条関係)	別表 (第 5 条関係)																																						
補償基礎額表	補償基礎額表																																						
<table><tr><th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤 務 年 数</th></tr><tr><th>1 0 年未満</th><th>1 0 年以上 2 0 年未満</th><th>2 0 年以上</th></tr><tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td><u>1 2 , 9 0 0</u> 円</td><td><u>1 3 , 7 0 0</u> 円</td><td><u>1 4 , 5 0 0</u> 円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td><u>1 1 , 3 0 0</u> 円</td><td><u>1 2 , 1 0 0</u> 円</td><td><u>1 2 , 9 0 0</u> 円</td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td><u>9 , 7 0 0</u> 円</td><td><u>1 0 , 5 0 0</u> 円</td><td><u>1 1 , 3 0 0</u> 円</td></tr></table>	階 級	勤 務 年 数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団 長 及 び 副 団 長	<u>1 2 , 9 0 0</u> 円	<u>1 3 , 7 0 0</u> 円	<u>1 4 , 5 0 0</u> 円	分団長及び 副分団長	<u>1 1 , 3 0 0</u> 円	<u>1 2 , 1 0 0</u> 円	<u>1 2 , 9 0 0</u> 円	部長、班長 及び団員	<u>9 , 7 0 0</u> 円	<u>1 0 , 5 0 0</u> 円	<u>1 1 , 3 0 0</u> 円	<table><tr><th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤 務 年 数</th></tr><tr><th>1 0 年未満</th><th>1 0 年以上 2 0 年未満</th><th>2 0 年以上</th></tr><tr><td>団 長 及 び 副 団 長</td><td><u>1 2 , 5 0 0</u> 円</td><td><u>1 3 , 3 5 0</u> 円</td><td><u>1 4 , 2 0 0</u> 円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td><u>1 0 , 8 0 0</u> 円</td><td><u>1 1 , 6 5 0</u> 円</td><td><u>1 2 , 5 0 0</u> 円</td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td><u>9 , 1 0 0</u> 円</td><td><u>9 , 9 5 0</u> 円</td><td><u>1 0 , 8 0 0</u> 円</td></tr></table>	階 級	勤 務 年 数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団 長 及 び 副 団 長	<u>1 2 , 5 0 0</u> 円	<u>1 3 , 3 5 0</u> 円	<u>1 4 , 2 0 0</u> 円	分団長及び 副分団長	<u>1 0 , 8 0 0</u> 円	<u>1 1 , 6 5 0</u> 円	<u>1 2 , 5 0 0</u> 円	部長、班長 及び団員	<u>9 , 1 0 0</u> 円	<u>9 , 9 5 0</u> 円	<u>1 0 , 8 0 0</u> 円
階 級		勤 務 年 数																																					
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団 長 及 び 副 団 長	<u>1 2 , 9 0 0</u> 円	<u>1 3 , 7 0 0</u> 円	<u>1 4 , 5 0 0</u> 円																																				
分団長及び 副分団長	<u>1 1 , 3 0 0</u> 円	<u>1 2 , 1 0 0</u> 円	<u>1 2 , 9 0 0</u> 円																																				
部長、班長 及び団員	<u>9 , 7 0 0</u> 円	<u>1 0 , 5 0 0</u> 円	<u>1 1 , 3 0 0</u> 円																																				
階 級	勤 務 年 数																																						
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団 長 及 び 副 団 長	<u>1 2 , 5 0 0</u> 円	<u>1 3 , 3 5 0</u> 円	<u>1 4 , 2 0 0</u> 円																																				
分団長及び 副分団長	<u>1 0 , 8 0 0</u> 円	<u>1 1 , 6 5 0</u> 円	<u>1 2 , 5 0 0</u> 円																																				
部長、班長 及び団員	<u>9 , 1 0 0</u> 円	<u>9 , 9 5 0</u> 円	<u>1 0 , 8 0 0</u> 円																																				
備 考 (略)	備 考 (略)																																						